

平成27年 5月11日

保護者各位

県立沖縄工業高等学校
校長 山城 邦定
(公 印 省 略)

暴風警報等発令時における学校の臨時休業並びに生徒の安全確保について (保存版)

日頃より本校教育活動に格別のご理解、ご協力を賜わり御礼申し上げます。

さて、本校では県の「暴風警報等発令時における学校の臨時休業並びに園児・児童・生徒の安全確保について (通知) 昭和63年5月7日付」方針に基づき、みだしのことについて下記のように取り扱います。つきましては、ご家庭でも確認方よろしくお願いいたします。

記

1 暴風警報発令に伴う臨時休業の取り扱いについて

(1) 臨時休業を行う場合

- ① 学校が所在する区域に「暴風警報」が発令されたとき又は継続して発令がなされているとき。
- ② 学校長が、臨時休業の措置をとったとき。

(2) 暴風警報が解除された場合

- ① 暴風警報の解除が、正午までに行われた場合
通学路の安全を充分確認の上、生徒に対し登校するように指導する。
※授業開始時刻、出席扱い等については、登校状況によって指示する。
- ② 暴風警報の解除が、正午以降に行われた場合
引き続き「臨時休業」とする。

2 その他警報に伴う臨時休業の取り扱いについて

「津波警報」、「大雨警報」又は「洪水警報」が発令され、通学路の状況により、生徒の安全確保を図る必要があるとき。